

## 塩ビ壁紙のリサイクル促進「広域」指定取得の準備を開始

張替えて剥がした壁紙の、リサイクル用小口回収システムを構築

産廃法に縛られない回収が可能に塩ビ協会の支援もうけ4月研究開始

一般社団法人日本壁装協会は塩ビ壁紙のリサイクル促進のために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（要旨別掲）に定められた「広域的に収集又は運搬することが妥当であるもの」として環境大臣の指定を受ける準備を開始した。それにはまず、その広域認定制度に適合する塩ビ壁紙のリサイクル回収システムの開発及び実証試験が必要となる。同会はその事業を平成27年4月より実施するとしているが、この研究には、塩ビ工業環境協会が設けている「小口回収システムの開発及び実証試験」の支援制度により、同協会からの補助金も受けられることになったという。

### 目的

壁紙の年間出荷量おおむね7億㎡のうち、塩ビ壁紙は、そのほぼ90%を占めている。

その塩ビ壁紙のリサイクルを促進するため、年間約74,000tと推計される壁紙廃棄物を回収し、リサイクル処理を行なうため、小口回収システムを立ち上げる。

### 対象と処理

主に新築及びリフォーム工事で、小規模現場・小口工事等で発生する壁紙廃棄物を対象とする。

前掲の推計74,000tのうち、58%（2012年新築着工戸数のうちゼネコン・プレハブメーカー等による建築物を除いた推計比率）程度の42,920tが、全国での回収対象と想定している。その他の、メーカーの規格外品、大規模新築現場、プレハブ建築メーカー等が管理する現場からの廃材は、既に有効なシステムが稼働しているので対象外となる。

リサイクルは、塩ビ壁紙を粉砕し

- ① 塩ビと紙を分離してそれぞれ再利用する（前者は再生塩ビ原料、後者は再生紙や動物排泄物処理材）
- ② 粉砕したまま分離せず再利用する（動物排泄物処理材、RPP等）

などいずれも確立された方法により実施する。

### システム

壁紙業界として廃掃法上の制約の比較的少ない広域認定制度を申請し、収集運搬・保管等が行なえる資格を取得し、全国的に効率的に廃壁紙の回収を行なう。さらに、排出者との契約、マニフェスト等帳票類管理、廃棄物の流れと量の管理などを、IT化により少ない管理コストで実現するシステムも開発する。

### 広域認定取得の利点

広域認定制度では県ごと及び運送事業者ごとの「収集・運搬業」許可取得が不要となり、「処分」に関しても原則許可が不要となる。また、産業廃棄物管理票の使用が義務付けられないため、必要な法定要件が満たされれば排出の実態に合わせた独自の運用管理が可能となる。このように広域認定制度では、廃棄物処理法の枠に縛られずに壁装業界の業務実態に即した運用システムの構築が可能となり、安定的、経済的、効率的に処理が行なえ、比較的低コストでの回収ができて、施工現場由来の廃壁紙のリサイクルの促進が期待できる。

## 成果の予想

平成27年度は以下の検証を主に、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県のエリアで実証試験を行い、3年程度の見込みで首都圏における廃棄物のうち年10,000t程度を回収することを目標にする。

### 【今回の支援制度による検証内容】

- ① IT化されたシステムの検証
- ② 廃棄物流の実証
- ③ それらに基づく教育及び運用マニュアル開発
- ④ システム利用告知のためのテキスト、パンフレット等の作成、その他

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号) 最終改正:平成二六年六月一三日法律第六九号

#### 第三節 産業廃棄物処理業

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(抜粋)

(産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第九条 法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 ～ 二 略 三 削除

四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(当該産業廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)(以下 略)